

議案第 6 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の地域手当の支給率を引き下げするため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 8 号）及び一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の7」を「100分の5」に改める。

附則に次の3項を加える。

14 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における地域手当の月額については、第4条の規定にかかわらず、同条中「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。

15 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における地域手当の月額については、第4条の規定にかかわらず、同条中「100分の5」とあるのは「100分の6」とする。

16 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における地域手当の月額については、第4条の規定にかかわらず、同条中「100分の5」とあるのは「100分の5.5」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項中「100分の7」を「100分の5」に改める。

附則に次の3項を加える。

19 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における地域手当の月額については、第11条の3第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。

20 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における地域手当の月額については、第11条の3第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の5」とあるのは「100分の6」とする。

21 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における地域手当の月額については、第11条の3第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の5」とあるのは「100分の5.5」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条による改正 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (地域手当) 第 4 条 地域手当の月額、給料月額に<u>1 0 0 分の 5</u>を乗じて得た額とする。 附 則 1 ～ 1 3 省略 <u>1 4 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当の月額については、第 4 条の規定にかかわらず、同条中「1 0 0 分の 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 . 5」とする。</u> <u>1 5 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当の月額については、第 4 条の規定にかかわらず、同条中「1 0 0 分の 5」とあるのは「1 0 0 分の 6」とする。</u> <u>1 6 平成 3 2 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当の月額については、第 4 条の規定にかかわらず、同条中「1 0 0 分の 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 . 5」とする。</u> 第 2 条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (地域手当) 第 1 1 条の 3 省略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>1 0 0 分の 5</u>を乗じて得た額とする。 附 則	(地域手当) 第 4 条 地域手当の月額、給料月額に<u>1 0 0 分の 7</u>を乗じて得た額とする。 附 則 1 ～ 1 3 省略 (地域手当) 第 1 1 条の 3 省略 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>1 0 0 分の 7</u>を乗じて得た額とする。 附 則

1～18 省略

19 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における地域手当の月額については、第11条の3第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。

20 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における地域手当の月額については、第11条の3第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の5」とあるのは「100分の6」とする。

21 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における地域手当の月額については、第11条の3第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の5」とあるのは「100分の5.5」とする。

1～18 省略